

## 保育所等の利用者負担額で誤った額を通知

認定こども園を利用している方3名の利用者負担額について、職員のシステム誤入力等に起因し、誤った額を通知したため、該当者に謝罪するとともに、改めて正しい額を通知しました。なお、支払済額との差額は、今後、対象者が利用施設へ直接支払われる予定です。

### 誤った額の通知に至った経過と原因

【1件目】「父」「母」の所得割額により利用者負担額を算定すべきところ「母」のみの所得割額により利用者負担額を算定した。

【2件目】利用者負担額算定にあたっては、所得割額に寄附金税額控除の額を足し戻すべきところ、寄付控除額を足し戻す前の額で利用者負担額を算定した。

【3件目】本件は、政令指定都市からの年度途中転入者であり、1月1日時点で政令指定都市に住民票がある者の利用者負担額を算定する場合は、当該政令指定都市における市町村民税額の所得割額に8分の6を乗じた額をシステムに手入力したうえで利用者負担額を算定することとなるが、その際にその際に誤った金額を入力した。

3月28日、令和5年度利用者負担額前期料金算定処理時の職員チェックにより、対象者3名の9月から3月分の利用者負担額が誤っていることが発覚した。なお、当該チェックにおいて3名以外の方への影響はなかった。

3月31日、在籍施設及び対象者へ謝罪するとともに、対象者に対して、正しい利用者負担額を通知した。

### 影響を受けた方への対応

誤った額を通知した3名について

【1件目】0円/月から16,000円/月へ増額となり、総額は112,000円の増額となった。

【2件目】35,400円/月から43,900円/月へ増額となり、総額は56,780円の増額となった。

※日割り措置の影響により増額/月×月数≠総額となっている。

【3件目】20,000円/月から27,600円/月へ増額となり、総額は30,400円の増額となった。

誤った額を通知した3名には、謝罪するとともに改めて9月から3月分の正しい額を通知しました。なお、支払済額との差額については、今後、対象者が利用施設へ直接支払われる予定です。

### 再発防止策

職員において利用者負担額算定に係る手順・考え方等を再度確認するとともに、事務マニュアルに基づく処理及びチェックを徹底し、再発防止に努めてまいります。

#### 【お問い合わせ先】

こども部 保育幼稚園課 課長 笹井 麻里子

電話：06-6902-6757 E-mail:chi03@city.kadoma.osaka.jp